

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員（18名）	1
第1 会議録署名議員の指名	4
第2 議案第59号 職員の降給に関する条例	4
第3 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	7
第4 議案第61号 利府町職員定数条例の一部を改正する条例	8
第5 議案第62号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	8
第6 議案第63号 利府町学校給食費の免除に関する条例	9
第7 議案第64号 利府町個人情報保護に関する法律施行条例	16
第8 議案第65号 利府町スポーツ推進審議会条例	16
第9 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	17
第10 議案第67号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	18
第11 議案第68号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例	18
第12 議案第69号 令和4年度利府町一般会計補正予算	19
第13 議案第70号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	29
第14 議案第71号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算	30
第15 議案第72号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算	32
第16 議案第73号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算	33
第17 議案第74号 製造請負契約の締結について	33
第18 議案第75号 指定管理者の指定について	42
第19 議案第76号 指定管理者の指定について	43

第 2 0	議案第 7 7 号	町道の路線認定について	43
第 2 1	議案第 7 8 号	利府町教育委員会委員の任命について	44
第 2 2	発委第 2 号	利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	46
第 2 3	発委第 3 号	利府町議会の個人情報の保護に関する条例	50
第 2 4	総務企画・産業建設常任委員会の所管事務調査報告の件		52
	総務企画常任委員会		52
	産業建設常任委員会		55
第 2 5	委員会の閉会中の継続調査の件		57

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	嶋正美君
総務部危機対策課長	古澤晃一君
企画部長	鎌田功紀君
企画部秘書政策課長	千田耕也君
企画部財務課長	藤岡章夫君
町民生活部長	名取仁志君
町民生活部町民課長	太田健二君
町民生活部税務課長	村田晃君
町民生活部生活環境課長	福島俊君
保健福祉部長	鈴木久仁子君

保健福祉部地域福祉課長	小 畑 香 代 君
保健福祉部子ども支援課長	谷 津 匡 昭 君
保健福祉部健康推進課長	上 野 昭 博 君
保健福祉部新型コロナウイルス対策室長	川 口 優 君
経 済 産 業 部 長	佐 藤 浩 幸 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	高 橋 活 博 君
経済産業部商工観光課長	郷右近 啓 一 君
都 市 開 発 部 長	近 江 信 治 君
都市開発部都市整備課長	堀 越 伸 二 君
都市開発部施設管理課長	戸 枝 潤 也 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 義 光 君
上下水道部上下水道課長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	折 笠 ゆき江 君
会 計 課 長	佐々木 辰 己 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	菊 池 信 行 君
教育部教育総務課長	大 谷 浩 貴 君
教育部生涯学習課長 兼郷土資料館長	鎌 田 輝 久 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
局長補佐兼議事係長	大 枝 大 将 君
主 査	戸 石 美 佳 君

議 事 日 程 (第3日)

令和4年12月9日(金曜日) 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第59号 職員の降給に関する条例

- 第 3 議案第 60 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 4 議案第 61 号 利府町職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 62 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 63 号 利府町学校給食費の免除に関する条例
- 第 7 議案第 64 号 利府町個人情報保護に関する法律施行条例
- 第 8 議案第 65 号 利府町スポーツ推進審議会条例
- 第 9 議案第 66 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 67 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 68 号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 69 号 令和 4 年度利府町一般会計補正予算
- 第 13 議案第 70 号 令和 4 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 14 議案第 71 号 令和 4 年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第 15 議案第 72 号 令和 4 年度利府町水道事業会計補正予算
- 第 16 議案第 73 号 令和 4 年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第 17 議案第 74 号 製造請負契約の締結について
- 第 18 議案第 75 号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 76 号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 77 号 町道の路線認定について
- 第 21 議案第 78 号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第 22 発委第 2 号 利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 第 23 発委第 3 号 利府町議会の個人情報の保護に関する条例
- 第 24 総務企画・産業建設常任委員会の所管事務調査報告の件
- 第 25 委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 25 まで

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和4年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 鈴木晴子君、4番 西澤文久君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

### 日程第2 議案第59号 職員の降給に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、議案第59号職員の降給に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番 木村範雄君。

○11番（木村範雄君） 今回59号で、職員の降給に関する条例ということで提案されています。

定年が60歳から65歳まで延長されるということで、その間現行賃金の3割カットということで提案がされております。この関係資料にも書いてあるんですけども、定年引上げによる役職定年制の導入に伴い、管理職及びこれに準ずる職は本人の意思に反して降給することとなるということで、この降給することにやっぱり当局としてどういうふうを考えているんでしょうかというのが第1点。

あと、2点目の中で管理職及びこれに準ずるということで、全ての職員というふうに確認、前にちょっと検討したんですけども、準ずるということは全ての職員ではないということを確認してよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問ですが、こちら今回の役職定年制の導入に伴いまして降給上の法になるということでございますが、こちらにつきまして今回の定年延長の制度の中に、そういった定年延長の際には7割の給与になるということがうたわれておりまして、それに伴いましての降

給というふうな考え方でおりますので、町といたしましてもそちらの内容基準に従ったものでやっていくというふうに考えております。

2点目になりますが、その他準ずるもの以外全ての職員でございますが、この役職定年のほうに係ってくるものにつきましては、先ほど申し上げました記載のとおり、あと資料のほうにもございましたとおり、役職定年になるものに準ずる職員まで、それとプラス役職になっていない一般職の部分の方も同様に、7割程度の給与のほうに改定になるという内容になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○11番（木村範雄君） この説明書きで書いてある準ずるじゃなくて、全ての定年延長された職員は3割カットになるんだというふうに国のほうで言ってきました。それはやっぱり地方自治体としてどういうふうに見ていくかということが大事なんだというふうに思います。特に国で言っている資料の中に入っていたのは、この3割カットした給与を基準として、給与全体を引き下げるという文書がたしか前に出されていたと、この一番最初に出されたと思うんですけども、その件についてはどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

この定年延長制度について昨年度も木村議員と一般質問でやり取りさせていただきました。また、この準ずる職というのは今総務課長が答弁したように、管理職の部分についての準ずる職ということで、そのほかの一般職についても60歳を過ぎて定年延長には全て3割カットされるというものです。

給与の全体的な引下げということでございますけれども、以前に当分の間という表現で木村議員のほうに私答弁したことがあると思います。その当分の間というのが、今回国のほうから示されまして、令和13年度の3月31日の制度完成までに、制度完成時までに引き続き検討するというふうに今回されました。ですから、我々としてはその制度、国の今回の見直し、これは人事院のほうでやることになると思うんですけども、そちらのほうを見守っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○11番（木村範雄君） 質疑は3回までと、これが最後になるんですけども、実際やっぱり60歳が65歳になって、要は年金がもうできるだけ延ばされていて、その中で5年間働けば収入も

減ってくる、なくなるという中で、やっぱり実際働いているときに、やっぱり同一労働同一賃金という考え方をきちっと当局は持って対応していかないと、この町の対応を見て民間業者も含めて、やっぱりそういうふうにしなきゃなんないんだというふうに動いていくのが大事なんだというふうに私は思っています。

その中で今回の60歳を超えた65歳までの正規の職員は、同じ労働をしているのに給料は3割カットされる。これはやっぱり当然認められないというふうに思うんですけども、町長はどう考えているでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えします。

今木村議員がおっしゃっているところは、当然国のほうでも十分勘案してございます。それを踏まえて令和13年度3月31日までに引き続き検討するというふうな内容で今進んでおりますので、人事院からの勧告を受けて、政府のほうが責任を持って検討していくというふうに今通知がされていますので、やはりそれを我々としては見守っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。反対討論ですか。木村範雄君。

○11番（木村範雄君） 議会の中でもちょっと打合せしていなかったんですけども、この職員の降給に関する条例というのはやっぱり基本的に認められないというふうに思います。いつも言いますが、同一労働同一賃金という中で、実際にやっている中で、60歳を超えたら3割カットされるんだということをやっぱり素直に認めてはいけないんだろうなというふうに思います。やっぱり同一労働同一賃金という中では、60歳を超えても同じ労働条件で働くわけですから、それはきちっとクリアしていくためにも今回の議案第59号職員の降給に関する条例については反対したいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 賛成討論ありますか。賛成討論、12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 60歳以上で金額を3割カットする、ダウンするというところでなんですけれども、今同一労働同一賃金という話出ましたけれども、日本の給与制というのは長らく年功序列型という形と、二、三十年前から同一労働同一賃金というような観念も入ってきたと思います。実際に今のこの職員の皆さんの給与体系も職責を、職歴を重ねていくということに対し

て、給与がアップしてきているということです。その中で、60歳以上になって今までは60歳以上で定年退職なんですけれども、それに対して再雇用ということで定年延長が図られております。この中でやっぱり3割ぐらいのダウンは、これはやむを得ないんじゃないかなと思いますので、そういった立場で賛成いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第59号職員の降給に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決することに決まりました。

---

**日程第3 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、議案第60号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第60号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第61号 利府町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、議案第61号利府町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第61号利府町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第62号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、議案第62号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 62 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 6 議案第 63 号 利府町学校給食費の免除に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 6、議案第 63 号利府町学校給食費の免除に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12 番 高久時男君。

○12 番（高久時男君） 3 年前の 12 月に、全く同じこの議案が提案されて、否決されたわけですが、3 年たって全く同じ議案を再提出ということについての考え方を 1 つ伺いたと思います。

それと、3 年前否決されたときは、3 つの反対の要素がありました。1 つは、まず財源の問題で、財源はちゃんと出してはいたんだけど、その中にふるさと納税とか、非常に不安定な財源が入っていたということで、財源の問題が 1 つ。それと、そのときその他の学年に対して、給食費の値上げをすることと一緒に提案された内容だったので、それが非常に大きな反発を生んだんじゃないかと思っております。

あともう一つ、その時も今回も一緒なんですけれども、学年を小学校 6 年生と中学校 3 年生に限定しているということにおいて、その他の学年に対しての公平性は保たれるのかなということでの議論がありました。そういった 3 つの理由で否決になったわけなんですけれども、今回その辺の改善はなされたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） お答えいたします。

今再提出の考え方で 3 点ですね、この間否決された、前回否決された件についてお答えします。

まず、財源についてです。今回令和元年 12 月定例会時と比較しまして、固定資産税、そしてふるさと応援寄附金が伸びております。固定資産税につきましては約 3 億 3,500 万円ほど増え

ております。ふるさと応援寄附金については2億5,000万円ほど増えております。このように、財源については十二分に対応できるのではないかと考え、御提出しております。

続きまして、その他の学年の値上げ、そして平等性についてでございます。平等性については今回も中学校3年生、小学校6年生ということで御提示させていただきました。この2学年につきましては、卒業、入学で費用のかかる経済的な負担を必要とする学年ということで中学校3年生、小学校6年生としているわけですが、この制度は継続的に続いていくということで、必ず小学生については小学校6年生、中学校3年生、中学生につきましては中学校3年生を通るわけでございますので、その点で平等というふうに考え、小学校6年生、3年生としております。

前回は、その他の学年の値上げの部分については、今回に限り、今回というか、その令和2年度以降ですけれども、町のほうでしっかり補填しているというか、町のほうで負担しているということもありまして、今後も物価高騰分についての値上げ等が発生すれば、町のほうで負担していく考えということでございますので、前回の提出したときの考え方で議員さんから何ですか、反対いただいたというか、反対されたところについてはクリアされているのではないかと考え、提出しております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 3つ目、3つ目の公平性について。

○秘書政策課長（千田耕也君） すみません、公平性の部分でございます。こちらについては、先ほどもお話ちょっと、それは、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、中学校3年生と小学校6年生の部分については必ず通る学年ということでございます。広く浅く分配したときと、今回中学校3年生と6年生に限定したところで、今在校生と比較して、在校生と考えますと、例えば中学校2年生であれば広く浅くもらう2学年分ですか、中学校2年生と3年分しかもらえませんが、中学校3年生でしっかりもらえば3学年もらえている、3学年というんですか、まとめてもらえたりということもありますので、在校生にとっては中学校3年生と小学校6年生で頂いたほうが恩恵は受けられるということでもあります。

あと、継続的に考えていくということでもありますので、やっていくということでございますので、必ず通る学年ということもありますので、今回平等性の考え方についてはちょっと違うところはあるかもしれませんが、町のほうではそのように平等だということで提出しております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ちょっと苦しい答弁だなあ。要するに今回値上げは行わないということで、その値上げ、今ウクライナ状況で食材費が上がっているし、当然それで食材等、小麦とか、あと石油も上がっているんで、当然値上げの結構必要性も高いんだけど、今回はそれも一応町で見ていくとことなんで、恐らくこれが可決されて、来年度の予算に行った場合には、恐らく無料化2学年というだけで4,000万円ちょっとかかるんですけども、恐らく食材費の値上げ分も町で見ていくとすると、6,000万円以上見ないと恐らくこれやっていけない状況になると思います。

それは、先ほど話し合っていましたけれども、固定資産税の増収があるので、それはよしとします。あと値上げも今回それで抑えるということで。ただ、我々が不公平という、我々とみんな意見違うかもしれないけれども、私が少なくとも思っている公平性というのは、学年を絞ったということに対してのものなんです。これは3年前何回もやり取りしましたけれども、できれば、やっぱりやるんだったら町長にも話しましたけれども、やるんだったら一気に全学年だよという話をしました。そのぐらいの覚悟がなければ、学年を絞った内容での給食の無料化というのは、やっぱりその他に影響するものが大きいので、その辺を考えてほしいなと思っていましたけれども、その辺のものに対して町長のちょっと考えを聞きたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 公平性とか平等性についての考え方というのはちょっと相入れないところがありますので、ここはもう何年間も私たちは、前に提出したときにはもう議論はそこはちょっと平行線になるままだなというところで、まず私たちは財源の確保をしっかりしようということで財源確保、頂いた宿題をしっかりとこなしているというところがございます。

また、一気にやると、ちょっと私は慎重にそこは考えて、身の丈に合ったという表現を使わせていただいているんですけども、一気にやると、えいやあでやれというその気持ちはよく分かるんですけども、その後のことを考えると私たちの財源ということを考えると、そこまではちょっと踏み込めないな。ただ、今回2学年やることによって一步を踏み出す。そして、その一步を踏み出して、これは名取市さんのことを私はちょっと念頭に置いていますけれども、名取市さんも私たち数年前一緒に出した時期が、提出したときは同じですけども、名取市さんは今回中学校を、あのときは中学校3年生だけやりますということで議会が通って、私たちは通らなかった。その数年後、新聞にも載りましたが、名取市さんは中学校3年生全部に広げると、拡幅するという決断をされました。それはやっぱり賢い、私はやり方だと思

ます。まず一步踏み出して、本当にこれが継続可能なのか、持続可能なのか、そしてやれるのかということ数年かけて検証して、財源確保もしながら、できるとなったら拡幅をしたと。これは本当に賢明な私はやり方だなあと、新聞を読ませていただいております。

これから、もしかしたら給食費の施策のモデルが富谷市モデルとか、または名取市モデルというふうな命名がされるかもしれません。私はどっちを取るかといったら、名取市モデルを採用したいなと思っております。つまり、私たちは財源を一生懸命増やして行って、身の丈に合ったやり方で子供たちの笑顔、そして親御さんの財政支援というところで、ベースを持っておきながら、拡幅できるところは拡幅していこうという考え方でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 何で前回と同じ内容なのかということで、もう質問も1回目にしていただけますけれども、名取市モデルということであれば、名取市は中学3年から始まって、それから中学2年、1年という形で段階的に無料化の範囲を広げてきています。先ほどの説明で、小学校6年生と中学校3年生、要するに卒業、入学という形のもので費用かかるからということなんですけれども、入学、卒業、6年生は卒業、入学ということがありますけれども、保護者の負担からいけば当然中学生のほうが私は上だと思っているんですね。塾もあるし、部活なんかもすることもあるだろうし。そういった意味では中学生から先行してやってもらいたいなと思っております。

今回はさすがに2回目の提出で、前回3つ反対要素はあったんですけれども、そのうちの2つは何とかクリアしていると思いますので、賛成しようと思っておりますが、ただ今後の進め方、私は少なくとも確かに町長が言うように全学年一気にというのはなかなか難しいと思いますよ。だけれども、やはりそれ以外の学年を今後しっかり無料化の対象にしなきゃおかしいと思いますので、まず今後の道筋をちょっと話してもらいたいなと思っております。

町長は、これ公約でもありますので、公約はあくまでも学年を絞った内容では出ておりません。ですから最終的なものをしっかりと、この公約を守ってもらいたいなと思っております。

あと、今、国の動き見ていると、もしかしたら国が出てくるかもしれないと思いますので、途中で例えば完全無料化、全学年の道筋の中で国が出てきて無料化した場合、公約未達成という形になりますけれども、その辺の町長の見解をお聞きしたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 高久町議、賛成ありがとうございます。私は公約で掲げさせていただいておるものと、現実、政治は現実を見なければなりませんので、財布の懐事情はじめ、そして

その伸び率とか棒状とか、いろいろな数値データまたは職員はじめ私たち町当局の努力、または議員の皆様、御理解、町民の皆様、住民の皆様、御理解、その進展度を図りながら、しっかりと前向きに今後とも検討していくということにとどめさせていただければと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） あらかじめ申し上げます。質問につきましては、端的に明確に行ってください。

ほかに質疑ありますか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 端的に申し上げます。今回は小学校6年生と3年生を対象にということで絞っておりますけれども、町民の方が知りたいのは今回のことはもちろんのことですけれども、将来の制度設計に伴う財源の確保によって遂行できるのかどうかということが1つはあるのかなというふうに思っております。

そこで、今回は固定資産税とふるさと納税が3億、2億5,000万円と先ほど課長のほうから説明ありましたけれども、これを担保して事業を実施していくということでありますけれども、全体として年々少子高齢化に伴いまして、年々扶助費が増加していくと、これほどこの自治体も明々白々でございます。事業を継続するために、あるいは制度設計をどのようにするか分かりませんが、方針として歳出の事業見直ししていくのか、あるいは新たな財源の確保策に自主財源の確保策に出ていってやるのか、それとも両方をいろんな面で考えながら、継続の方向でやっていくつもりなのか、その辺の件について、制度設計と財源の観点からお尋ねいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） お答えいたします。

事業の継続的に実施する財源でございます。固定資産税、ふるさと納税で今年度というか、今回は制度設計しておりますし、固定資産につきましては市街地の拡充も今後見込まれることから、十二分にできるのではないかと考えております。

歳出の見直しという点についてでございますが、当然事業である程度成果が上がったものについては、それは行政改革的に見直しを当然していかなくてはいけないということでございますが、これは給食費に充てるためというだけではなくて、町の政策的にいろいろ事業を進めていく上で、当然見直ししていかなくてはいけないのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございますか。15番 遠藤紀子君。

○15 番（遠藤紀子君） この給食費の問題、前回否決した最大の理由は無料になるところと、値上げの学年があったというところが私たち議員の最大の反対理由でございました。今回はその値上げの部分は出てきておりませんが、最初に関係資料の中で2番の条例制定の概要というところで、(2)6年生の児童または中学校3年生の生徒とあります。またはというと、どちらかというようなニュアンスがあるのではないかと思います、これは及びの意味ではないでしょうか、ちょっと文言がおかしいのではないかと思いますので、1点お願いいたします。

それから、やはり6年生と中学3年というのが非常に何かこう居心地が悪いと申しますか、6年生で無料になり、確かに中学校の制服等々の出費はありますけれども、体操着も無料で支給されております。やはり中学になると塾に行ったり、部活が始まったりで中学生は大変だと、一昨日の朝日新聞ですか、大きく給食の無料化問題が出ておりました。自治体によっては、一度は無料にしたけれども取りやめた自治体もぼつぼつと出てきておるとい話でした。

ですから、先ほどまでの御説明で財源は大丈夫ということでしたけれども、この小中に無料というのは町長の公約に小学生というのが入っているから6年生に固執してるのかなということもありまして、親の声はやはり6年生でただになって、また中学入って出費が多いのにお金払うのという意見も多いと思います。やはり私はちょっと、見直していただくべき点ではないかと思いました。このまたはの文言は訂正する必要があるのではないかと思いましたが、改めて中学校、6年生ではなく、中学生にという考えは出ないのかどうか、改めてお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） それではお答えいたします。

先ほどの概要についてですけれども、6年生児童またはという表現がちょっと曖昧だということがございます。そのところは議員さんお見込みのとおりでございます、この点については修正をかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 御質問にお答えいたします。

制度設計上のその学年、6年生と中学3年生、やはり中学生は経費もかかるというようなお話も、確かにそういう部分もございます。制度設計については、先ほども町長も申し上げたとおり、まずはこの制度で一旦導入させていただいて進めさせていただいて、その上で検証も進めながら、あるいは実際にこういった補助を受けている対象者の皆様方の声もよくお聞きしな

がら、新たに拡大をするというような時期を迎えれば、当然そういう検証もしながら、新たな制度設計にそれを考えて、見直していくというようなところで、しっかり対応していきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 皆様の声をお聞きしながらということでしたので、始めることは、これは始めていただきたいことだとは思いますが、始めてからの皆様の声をお聞きするというようなことは、必ずこの振り返りをやっていただきたいですし、保護者の皆様のいろんな声が入ってきております。ぜひこの点は必ず実行していただきたいと思いますが、その辺をお願いいたします。

それともう一つ、関係資料の3番に免除の対象外という欄がございます。本当に今までも給食費は無料の方たちが何名かいらっしゃいます。そういう方たちには何の恩恵もないというか私たちには関係がないという立場になってしまいます。本当に生活困窮者の方々に改めて何かそういった、皆さんが無料になる、同じになること、平等ということはいいことなんですけれども、さらに生活困窮者に対してその食料的なものを子供たちに対するものを、今後考えていくお考えがあるのかどうかお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） お答えいたします。

こちらのほうの給食費無料化の検証につきましては、しっかり実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

そのほかの支援事業、本当に生活困窮者の中でも、例えば生活保護世帯ですとか、そういった方々については給食費そのものがもう免除になっている方々もいらっしゃいます。そのほかのどういったところで支援というものができるかどうか、その辺は当然財源的な問題ももちろんありますし、これから総合的に町全体の事業も総合的に見渡しながら、その辺は検討していくという形になるかと思っておりますので、御意見も参考にしながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 63 号利府町学校給食費の免除に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 6 4 号 利府町個人情報の保護に関する法律施行条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 7、議案第 64 号利府町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 64 号利府町個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 6 5 号 利府町スポーツ推進審議会条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 8、議案第 65 号利府町スポーツ推進審議会条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 65 号利府町スポーツ推進審議会条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 66 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 9、議案第 66 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 66 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 10 議案第 67 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 10、議案第 67 号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 67 号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 11 議案第 68 号 利府町営住宅条例の一部を改正する条例**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 11、議案第 68 号利府町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 68 号利府町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 12 議案第 69 号 令和 4 年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 12、議案第 69 号令和 4 年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は 1 人 2 問から 3 問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いいたします。

質疑は重複しないよう、なるべく関連質疑で対応するようにお願いをいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。2 番 渡邊博恵君。

○2 番（渡邊博恵君） それでは、1 点お伺いいたします。

30 ページ、8 款土木費 2 項道路橋梁費 14 節町道及び生活道路等維持修繕工事とあり、700 万円と計上されておりますが、場所をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

こちらにつきましては、植栽の値上がり等によりまして、歩道の舗装の隆起とか、地震による段差とかあるものを解消するもので、内ノ目南 2 号線の歩道補修だったり、あと内ノ目北 1 号線の歩道補修だったり、葉山の歩道補修、しらかし台 9 の 5 号線の歩道補修等を考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） いろいろそういう補修をするということですが、こちらのほうは優先順位が高かったということで、ほかにもいろいろあるかと思うんですが、優先順位的にこのひどかったところを700万円かけて、いろいろ何か所も補修するということでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） お答えいたします。

こちらのほう現場確認しまして、やはり損傷がひどいというか、そういう場所を優先的に直していくというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、2点お伺いいたします。

7ページ、お願いします。債務負担のほうですね。7ページ、下から3番目の菅谷台保育所用務業務事業ということで、令和4年度は今年度ですね、230万円程度だったんですが、令和5年度は130万円程度になっておりまして、100万円程度下がっております。減額の理由をお伺いいたします。

それから、2点目、9ページお願いします。同じく債務負担で今回は新規というふうになっておりました一番下のスポーツ振興計画策定ということでありました。この業務の概要をお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

菅谷台保育所用務業務事業でございますが、こちら令和4年度につきましては、シルバー人材センターのほうへ委託するに当たりまして、2名を予定しておりました。保育施設への不審者侵入事例等がありまして、その対応といたしまして本町といたしましては、保育所のほうに令和4年度から男性の業務員を配置しております。この関係から令和5年度につきましては、1名分の予算を計上したいということで、今回減額となっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） スポーツ推進計画策定業務事業についてお答えいたします。

まず、令和5年度におきまして、利府町のスポーツ推進計画を策定しようと考えております。その中で、コンサル、業者委託を考えておるもので、内容としましては基礎調査であったり、アンケート調査、ヒアリングで計画素案の策定などを委託しようとして今回設定しているものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 保育所のほうであります、シルバー人材さんのほうに2名で委託していた部分を1名にするということで、少なくなってしまう、目が減ってしまうのかなという、子供たちを守る目が減ってしまうのかなというふうにちょっと心配しております、今のこのような全国的なニュースが保育所に起きている中で、ちょっと手薄になってしまうことは少し残念かなとこういうふうに考えますが、どのような経緯で2名から1名になってしまうのかお伺いいたします。

それから、スポーツ推進計画のほうでありますけれども、スポーツの定義を定めると思いますが、県のほうの計画では身体活動全てというふうになっております。また、他自治体におきましては、買い物であったりだとか、掃除とか、本当に体を動かすこと全てというふうな形なんです、具体的に書いてあるところもあります。本町としては、どのように考えているのか、お伺いいたします。

また、先ほど答弁いただいた中にいろいろお話を伺うというふうな形もおっしゃっていただきましたけれども、その辺はスポーツに関係される方のお話だったのかなというふうに思うんですけれども、町民の皆様にも声を聞いている自治体もあります。住民の皆様にも声を聞いている自治体もありまして、反映している自治体もありました。その辺は、具体的にどのような形で進めていくのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、経緯でございますが、まずシルバー人材センターへ業務委託している内容でございますが、保育所内外の清掃等の施設管理業務となっております。具体的には子供たちを保育をしている中で発生してくる洗濯物等の洗濯など、またモップがけだったりとかそういったところをお願いしている案件でございました。改めて正職員としての業務員のほうを設置しておりますので、フルタイムで対応していくというふうなところも勘案しまして1名減としております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

スポーツの計画に関することですが、具体的なものにつきましては、令和5年度にしっかりと検討を進めていきたいと考えております。その中で、スポーツの定義につきましては現在宮城県が次期計画の策定中でございますが、全ての身体活動を定義づけておりますので、そちらを参酌しながら、同じような流れになっていくものと考えております。

あと、計画策定に伴う様々な意見集約でございますが、無作為による住民アンケートのほか、町内のスポーツ関係団体の意見を聞くということも必要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） では、スポーツ推進計画のほうだけお伺いします。

そのスポーツ推進計画の中に、環境の整備をうたっている自治体もありますけれども、その辺に触れるのかというふうな部分と、具体的にどのようなものを進めていくというふうに記載する予定なのか、その辺をお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） お答えいたします。

先ほどの説明とかぶるところありますが、具体的な内容につきましては、しっかりと審議会をつくって、その中で検討していくというような流れになっていきますので、現時点で施設整備をどうするか、具体的なものがあって進めているものではないので、その辺御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございますか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 2点お尋ねします。

1点目、22ページ、参議院の選挙費ですけれども、予算管理の観点上から質問させていただきます。金額は小さいんですけども4万7,000円の需用費を吸い上げて、職員手当の4万7,000円時間外手当に付け替えておりますけれども、これは参議院議員は御存じのとおり7月の実施分ということで、今回12月の補正で出しているというこの経緯と、なぜ今になって出したのかということをお尋ねいたします。

それから、2点目、29ページの観光費、商工費の14節工事請負費ですが、130万円馬の背の観光施設の整備工事ということで、予算計上、補正予算計上されていますが、この内容についてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

1点目になります。1点目の需用費のほうを減らしまして、職員手当のほうに時間外手当として計上している内容になりますが、こちらは今回の人事院勧告に基づきます給与の調整が入りますので、そちらのほう4月に遡って調整が入りますので、その分の差額分についてこちらのほうに計上させていただいております。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） 2点目、工事請負費についてお答えを申し上げます。

まず、馬の背の駐車スペースから馬の背に向かう散策路の入り口でございますが、勾配がきつく、また日当たりが悪く足元が滑りやすい状況であることから、散策路入り口から約30メートル、擬木を用いた階段を設置するという内容でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1点目は付け替えということ、人事院の差額ということで了解いたしました。

2点目の馬の背の入り口の三差路の付近なんですけれども、階段の設置ということなんです。これは大体何段くらいで、どれくらいの規模なのかちょっと見当つかないんですけれども、どういう状態の整備なのかなということで、そのところもうちょっと分かりやすく説明していただければありがたいなと思いますけれども。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） 再質問にお答え申し上げます。

ちょっと段数までは、現地の木の根とかを避けながら設置してまいりますので、何段というお答えは申し上げられませんが、擬木を用いて30メートルの整備をするということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。質疑ございませんか。関連、12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今私もちょっと聞こうと思ったんですけども、130万円という金額が馬の背までのルート、遊歩道のルートと考えると、ちょっと金額安いのかなと思って見ていたん

です。全体の馬の背までの距離測ったことないんですけれども、からすると、今回どのぐらいの割合を擬木による階段にするのかだけ教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） 高久議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、全体のどのぐらいの距離ということですが、まず本当にあそこ入り口から馬の背の先端まで行くうちの本当に僅かな区間になります。ただ、そこは先ほど御説明を申し上げましたとおり、勾配がきつくて木の陰になっていて、日当たりが悪い場所、その勾配 30メートルを過ぎれば、ほぼ平坦な道のりになりますので、まず取り急ぎ危険な箇所の整備を行うということになります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 関連、3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） すみません、工事の実施時期と完了の時期お伺いします。

それから、今危険な箇所をまずやるということでありました。ということは、やっぱりもっとほかにも整備必要だと感じていらっしゃるのかなと思います。その辺の部分、お伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） 鈴木議員の御質問にお答え申し上げます。

実施時期につきましては、ただいま宮城県の教育長、あとは文化財関係の保護関係で打合せをしているところでありますので、その打合せが整い次第、もちろん補正予算可決いただいてということになりますので、1月から3月までの間で整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、取り急ぎということで、ほかの整備の必要性、こちらにつきましても、先般国のほうの調査官にお越しいただいて、全体的なもちろん駐車場を含んでの協議をさせていただいているところでございますので、文化財保護の観点も踏まえて、実施可能なところから整備をまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 関連、15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 私もこの点、質問させていただこうと思ったんですが、今いろいろな質問が出ましたので。この馬の背は、平成18年頃から脚光を浴びて、今ではもう本当に利府町一

番の観光地となりました。ただ、それまで担当課あるいは観光協会が一生懸命下草を刈ったり、道をつけたり、その努力は逐一見ております。ただ、本当にあそこは馬の背、歩いて1人が歩くのがやっとのところがあったり、雨のときなんかは危ないだろうなと思う箇所もありました。今まで事故がなかったのが不思議なぐらいの場所でございます。

町一番の観光地でございますので、ちょびちょびといろいろな予算を使うことなく、大幅に安全ということを、もうこれから事故が起こりかねない馬の背の細い背中部分が非常にありますし、岩と岩が少し離れている部分もありますし、その辺の安全をもっとしっかり1から見直して、必ず人身事故がないような設計をもう一度していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（郷右近啓一君） 遠藤議員の御質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり危険な箇所がございます。今回文化庁のほうとも協議した中で、救命用の浮き輪、あとははしごの設置、あとは飛び越えて渡る場所がありますので、そこについても何らかの措置をしたいということで、その内容も含めて全体的な協議を行っております。取り急ぎ現状、特別名勝松島の景観を崩さないところで手をかけさせていただくということの内容になってございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。関連じゃないですよ。（「違います」の声あり）10番 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 関連ではありません。2か所お願いします。

まず一つは14ページの真ん中ですね。真ん中だな。地球温暖化対策実行計画策定事業費補助金が675万円削減、減額されておりますけれども、説明では国庫補助の不採択になったということだったんですけれども、これたしか6月に補正予算として、この金額を追加計上したわけなんですけれども、その時点では採択されると思って、恐らく補正予算組んだというふうに思うんですけれども、これがなぜ12月になって不採択になったのかということで、その内容、状況について伺います。

それから、25ページ、保育所と幼稚園の関係ですね。負担金、補助金のところで、3,457万円減額になっておりますけれども、全部じゃないけれども、説明があったのは、たしかこの特定保育、25ページ、特定保育施設の部分だと思うんですけれども、当初認定こども園ということで申請していたのが、幼稚園の分園ということになったので、補助金交付金を減額したという

ことなんですけれども、この状況、内容、なぜこの認定こども園にできなかったのかというその内容について、状況を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。1点目、生活環境課長。

○生活環境課長（福島 俊君） お答えいたします。

地球温暖化対策実行計画につきましては、3月に議会のほうからゼロカーボンシティの要望書が出されましたので、6月補正予算要求を行いながら、環境省の地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入の計画づくり支援事業というのに補助金申請を行ったところでございます。残念ながら7月に不採択となりまして、その後内容を見直しまして、10月に契約しております、今回の補正に至っているという事情でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

特定保育施設、これまでの経緯でございますが、こちらに関しましては委員おっしゃるとおり、当初令和4年度より認定こども園で開園予定としておりました。しかしながら、土地の開発、許可の関係になりますが、市街化調整区域におきまして、認定こども園のほうの開園を行う上で開発審査会のほうの許可を得る必要がございました。

こちらのほうが4月開園に許可のほうが間に合わなかった経緯がありまして、県のほうと協議をした上で、利府第二おおぞら幼稚園の分園という形で開園をさせていただいております。なお、令和5年4月より認定こども園として運営のほうを行う予定と現在はなっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 14ページのほう、環境のほうですけれども、申請をしたけれどもいろいろな理由があつて不採択になったということなんですけれども、町としては今回ゼロカーボンシティの宣言をしているということもありますので、なぜ不採択になったのか、その大きな理由というのは何なのかについて、環境庁から多分言われていると、示されていると思うんですけれども、その大きな理由について説明していただきたいと思えます。

それから、25ページ、認定こども園の令和4年の4月から開園できなかった理由について今説明ありましたけれども、そうすると令和5年の4月からは認定こども園ということで、開業できるというお話だったんですけれども、そうすると令和4年今年度、本当であれば認定こども園として開業するはずだったわけで、子供たちとしては保育所と幼稚園合わせた施設なんで

すけれども、当初多分入所申込みというのは取っていたというふうに、今年の3月以前に取っていたというふうに思うんですけれども、その子供たちはどういうふうな、何ていうか、どういう状況になっているのか。ほかの保育所とか幼稚園に無事入れたのかどうか、その辺についての状況を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、生活環境課長。

○生活環境課長（福島 俊君） お答えいたします。

不採択の理由ということでございますが、当初から本町と包括連携協定を結んでいるNTT東日本と打合せを重ねながら、どちらかという、というか自信を持ってしたところだったんですけれども、そもそも130自治体の応募に対し、採択が14自治体ということで100以上の団体が落ちていると。それで、この要望要件としまして、理由については申し上げられないというようなことが明記されておりました、それでも納得いかないところがありましたので聞いたところなんですけれども、今回はそういう予算の事情もあって、本当に特徴的なところ、地域特性とか産業特性があるところに絞って採択したようなことをおっしゃってございました。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） 2点目についてお答え申し上げます。

まず、入所申込みを行っていた児童の受入れでございますが、こちらに関しましては、現在そのまま受入れのほうを行っております。このときに影響が出てくるのが、幼稚園部分と保育部分ということになります。幼稚園部分に関してはそのままですので、問題はなかったのですが、保育部分に関しましてはやはり幼稚園として行う限り、延長保育で対応するという部分がございます。こちらに関しましては、事業者のほうと協議をさせていただきまして、追加の負担等がないように対応のほうさせていただいておりますので、保護者への影響等は特になく、子供たちに対しても予定どおりの時間内で保育のほうを行っている状況となっております。

なお、事業者側から保護者のほうには、幼稚園として開園するということでの保護者説明会のほうも開催をさせていただきまして、丁寧な対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） 14ページの不採択の補助金なんですけれども、これを活用、不採択になって675万円入ってこなくなったんですけれども、これを活用して本来であれば、歳出のほうで27ページに出ている地球温暖化対策実行計画の区域施設編、施策編か、これを策定するはず

だったというふうに思うんですけども、これが歳出のほうでも削減されているんですけども、そうすると環境省からの補助金がないということであれば、この地域計画、地域政策については今後どうするのか。これがなくても本当であれば策定しなくちゃいけないと思うんですけども、今後補助金を活用してつくる予定だった温暖化対策実行計画の区域編については、令和5年度以降どういう形で策定していくのか、補助金があろうがなかろうがやるべきだというふうに思うんですけども、その辺についての考え方向伺います。

それから、あと認定保育園と幼稚園の開業が1年遅れて、遅れたということで、ただそこに入所申込みをしていた子供たちについては、あそこですよ、お墓の近くのおその幼稚園かな。あそこで子供たちをそのまま引き継いで受け入れたというお話だったんですけども、そうすると本来であれば認定こども園として、補助金として交付されるはずだった6,000万円がそうなんだと思うんですけども、これがなくてもこの1年間実際にやってこれたのかどうか。その辺についての状況、伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、生活環境課長。

○生活環境課長（福島 俊君） お答えいたします。

歳出のほうの減額でございますが、これは主に請差でございます。ただ、不採択となった時点でこの補助金を頂くためにある条件がございますので、その分で計画策定に直接関わりのない部分については、仕様を見直しまして内容を少しスリム化しまして、発注というか、プロポーザルを行っております。

10月末に契約を行いまして、先日11月22日に議会のほうから御意見いただいております住民の合意形成のための懇話会を、第1回の懇話会を開催しておりますところでございます。今年度主に調査を進めまして、来年度計画自体を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、事業者側のほうの経営の状態ですけども、こちらに関して特に苦しいとかそういったことでこちらのほうに相談等は来ておりません。なお、今回補正を計上している中で特定保育施設として減額をしておりますが、特定教育施設といたしまして、分園として今回開園をしておりますが、本園と合わせて1園として計算がされるようになっておりますので、その分で再算定を行いまして900万円プラスで計上させていただいておりますところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 69 号令和 4 年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は 11 時 25 分とします。

午前 11 時 14 分 休 憩

---

午前 11 時 23 分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第 13 議案第 70 号 令和 4 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 13、議案第 70 号令和 4 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 70 号令和 4 年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 14 議案第 71 号 令和 4 年度利府町介護保険特別会計補正予算**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 14、議案第 71 号令和 4 年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。15 番 遠藤紀子君。

○15 番（遠藤紀子君） 1 点だけお伺いいたします。

4 ページの債務負担行為の一番上にあります高齢者等の食の自立支援業務事業、これが債務負担行為で出ております。2 年間の債務負担のようですが、1 食当たり 350 円ということが出ておりますが、今回の食材費の値上がり等々の関係でこの 350 円というものが維持できるのかをまずお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代子君） それではお答えいたします。

こちらに書いております 1 食当たり 350 円につきましては、町の負担が 350 円、皆さんの申込みされた方の自己負担額が 250 円、1 食当たり 600 円のお弁当ということになっております。それで、事業所さんとやはり物価高騰とかございましたので、こちらも気になりまして町としても事業者さんと打合せというか、大丈夫でしょうかというところで、お話をさせていただいているんですが、各事業者さんのほう 600 円で大丈夫ですというところでしたので、こちらのほう同様の額で進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15 番（遠藤紀子君） 業者さんがそうおっしゃっているそうですけれども、令和 5 年から非常にさらにさらに食材費は値上がる見通しでおりますし、配達をお願いしている配送業務、配達業務もかなりの距離を走る業務だと思いますけれども、こういった面のガソリンもかなり高騰すると思います。それで、個人負担が 250 円ということで、これを維持するのもまた大変ではないかなと思っておりますし、この事業も随分長くなりました。大体は同じ数で推移している

のかなあと想像しておりますけれども、いろいろな業者が入ってくる、チラシ等々でも入っておりますし、かなり町負担というのも 350 円とはいえども、大きいものだと思います。

この値上がりの中で、給食費でも賄い材料は随分補填しておりますし、非常に品質も下がるのではないかというおそれもありますし、そろそろ見直しの時期であると、私自身は想像しております。そういった意見は所内では出ていないのか。

それから、業者の選定というのはこれから始まるわけですね。やはり例年どおり 2 業者ということをご予定していらっしゃるのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代子君） それでは、お答えいたします。

こちらの事業、遠藤議員のほうからもお話があったようにいろいろな事業者さんのほうも同様のようサービスの方を、民間サービスとしてもやっていらっしゃるのも存じ上げています。こちらのほう町としてもこれが、この事業が適切なのかというのは、日々担当のほうでも検討はしているところです。町としましては、お弁当の質というところも落ちないようにというところではございますが、配達というところで、見守りというところもございましたので、こちらの事業が 2 年分の債務負担行為を上げさせていただいておりますので、継続事業として考えているところでございます。

金額のほうにつきましても、こちらのほうあと見直ししながらということで、来年度上げさせていただいたところでは、金額も検討しながらやっておりますので、このまま継続事業として考えております。

また、事業者さんにつきましては、またこれから選定というところで、お声がけしながらやっておりますが、今年度契約しているところは御協力というか、またいただけるということで、事業所の拡大というところもやっていきたいと思っております。今のところは、今年度同様の 2 事業所にお声をかけておりますが、また開拓しながらというところで契約に向けて準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15 番（遠藤紀子君） ヤクルトと同じように見守りということも大事な役目だというお話でした。以前はボランティアさんが本当に温かい触れ合いとともに配達していた経験があるものですから、非常にその頃を懐かしがっていらっしゃる高齢者もいらっしゃいます。

1つ私の提案なんですけれども、食材費非常に値上がっております。その中身が貧弱になるようなことがないようにはしていただきたいんですが、御飯と一緒に入ってまいりますけれども、御飯というのは比較的御自分でお作りになる、なれる方がほとんどだと思うんですね。それならおかずだけというのも1つの方法だと思います。ぜひこの値段でおかずだけですと、非常にゆとりもできると思うんですが、それからちょっとその辺も検討していただくお考えをお聞かせください。

○議長（吉岡伸二郎君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長（小畑香代子君） お答えいたします。

こちらのほういろいろまだ準備期間もございますので、御意見いただきました内容も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第71号令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第72号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第72号令和4年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 72 号令和 4 年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 16 議案第 73 号 令和 4 年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 16、議案第 73 号令和 4 年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 73 号令和 4 年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17 議案第 74 号 製造請負契約の締結について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 17、議案第 74 号製造請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、菅谷台保育所給食が自園調理から委託に変わるということで、コロナの関係でというふうな町長の御説明もございましたが、こちらの詳しい経緯をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、こちらのほうの外部委託にする経緯でございますが、こちらにつきましてはやはり子供たちに対しまして、安心・安全な、かつおいしい、質の高い給食を継続的に提供していきたいということが第一でございます。こちらにつきましては、やはりコロナというふうなところもございまして、調理員のほうが感染した場合、提供できなくなるようなこともございました。そういったところを今後解消していく上で、外部委託することによりまして、調理員の確保、また関連業者のほうのスタッフの中で対応していただくことで継続的に提供ができるというふうなところを一番のメリットというふうに考えております。

また、行革部分でも事務の簡素化、効率化というところが図れるというところも視野に入れながら検討してきたところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 菅谷台保育所の給食といえば、本当に利府町としては自慢の給食だったなというふうに思っているところです。そういう中でちょっと外部に委託というところで、コロナの影響等本当に難しい判断だったのではないかと感じておりますが、いい方向に行くことを本当に願いたいところではありますけれども、調理員さん、人数が今までと同じなのか、変わるのかという部分と、やはり菅谷台保育所おいしかったというふうな部分の質を落とさないような形で、業者とのやり取り何かありましたら、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、調理員の人数でございますが、現在菅谷台保育所におきましては、栄養士1名、あと調理員が2名ということで対応のほうをしている状況でございます。今後、外部委託することによりまして、栄養士1名、業務責任者1名、こちら常勤となります。また、パートといたしまして3名、計5名確保した上で、平日は三、四名で、土曜日につきましては一、二名で対応

していくということで、緊急時の代替も可能な体制を取っていくというふうなことになっております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 業者との話合いがどういうふうな、おいしい給食を確保するためのその部分を聞きたいことと、やはり作る方が変わるというふうな部分では、保護者の皆様の御意見を半年であったりだとか、1年後であったりだとか、そういう時期にぜひ伺っていただきたいというふうに思いますが、その辺も含めてお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、給食の質の低下、そちらのほうに関しましては、業者のほう契約を結びましたら、2月から3月、2か月間準備期間を設けまして、業者と契約を結んだ上で引継ぎのほうを行ってまいります。現在の献立の内容のほうを引き継ぐ予定としておりますので、民間としての今後期待されるバラエティ豊かな給食の提供と併せて、あと安全管理、アレルギー対応、そういったものをプラスしていくようにいたしまして、十分なおいしい給食ということで提供できるように持っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。入っていない。（「保護者の意見」という声あり）子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） すみません、アンケート調査でございます。こちらに関してもやはり必要と考えておりますので、実施以後保護者の方にアンケート等を取っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、契約の内容についてお尋ねいたします。

まず、業務の概要の中に、予定食数100食ということで、内訳として児童70人、職員29人兼職1人ということで、1日100食。お尋ねしたいのは、確認を兼ねてなんですが、職員の29名というのは、保育しているのもその見守りとかいろいろな教育の、食育の一環として一緒に同時期に食べるので必要だということは理解しているんですけども、この方たちの保育士の方たちの有料か無料か、そこもお尋ねしたいと思います。

それから、契約の理由の中に書いてある事項で、公募型のプロポーザルを実施したということで、選定委員会を実施しているということなのですが、7人中4人が1位だったということなんですね。その1つの選定委員会のメンバー構成、それから7人中4人ということはぎりぎりの線だと思うんですけども、何が欠落というか駄目だったのか、その中身を知りたいんですけども、3人のほうの、反対した人のですね。

それから、上限額ということで下に5,335万8,000円ということで書いてあります。通常契約するときの上限額というか捉え方ですね、これちょっと見積り、予定価格とか設計価格の誤りかなと思うんですけども、上限額という捉え方がちょっと私には理解できないんですけども、その説明と、それから契約の実施について自治法施行令の2項ということで167の2の1の2号ということで、これは契約の性質、目的が競争を許さないものということで原則としてありますけれども、食堂、食事を作る業者というのは、結構中で、市中にいるのではないかなと思うんですが、随意契約のここの適合させた理由についてもお尋ねいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、職員の給食につきましては有料となります。これまでも職員からは有料ということで、料金のほうは取っておりますので、併せて職員のほうは給食を食べるに当たりましては、自己で、自分で支払うというふうな状況となります。

併せまして、プロポーザルの内容でございます。こちらは選定委員会委員7名中4名というふうなところでございますが、こちらにつきましては、そのプロポーザルの内容につきましては甲乙つけがたい内容でございます。どの業者につきましてもやはりこれまで民営の保育所等で実績のほうを積んできているということで、かなりノウハウを蓄積した上で対応してきているということで、内容的にも大変すばらしいものでございました。そういった中で、特に今回候補者となっております一富士フードサービス株式会社につきましては、操業期間が長く、全国的な保育施設の受託実績を有していること、こちらに加えまして、食育の部分、特に評価が大きいところでございましたが、体験型や命の大切さを重視した積極的な食育活動の充実というところで、食に関連する企業とのコラボした形での食育活動などを実施するというところで、こちら1社が提案のほうをしている状況でございました。

そのほかにも、安全衛生管理体制のレベルの高さ、また職員確保に関しましては、企業内労働組合を唯一持っているというふうなところで、体制がしっかり整っていること、あと災害時

の従業員の安否確認システムを導入しておりまして、企業としての応援体制なども整備をされた上で、継続した保育所への給食の提供が可能となっているところを選定理由としては大きなところだったというふうに捉えております。

以上です。

あとすみません、上限額につきましては、こちらのほうでこの労務に係る部分に関しまして設計をしております。その設計額になりますので、契約で言えば予定価格的なものになりますが、今回は指定管理の場合と同じように公募型でございますので、提案していただくに当たりましては、この金額を上限として金額のほうも併せて提案をいただくというふうな形になっております。

今回は契約の形につきましても、この公募型プロポーザルで選んだ業者ということで、随意契約のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 今答弁があったように上限額というのは、ちょっと契約の趣旨に沿わないんじゃないかなと思うんですね。やはり設計額であったり、予定価格であったりというのは契約の場合はありますので、じゃあその上限額というのはどうして出したかということに、今度だんだん質問が出てくると思うんですよ。だから、上限額ではなくて予定価格、あるいは設計価格ということがふさわしいと思います。まずそれ1点ですね。

それから、さっき選定委員会のメンバーの話質問したんですけれども、メンバーの構成はどうなっているのかということで、お答えが全くなかったんですけれども。

それから、今プロポーザルの参加業者数についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

それで、最終的な理由としてちょっとうやむやというか、ちょっと分からなかったところあるんですけれども、つまり随意契約をしたという理由ですね。どれだけの業者が、結構、6社7社あるのであれば、競争に付するのは当然かと思うんですよね。しかも、今示した5,300万円以上でありますので、一般競争のプロポーザルか、指名競争のプロポーザルにするのがふさわしいやり方かなと思ったんですけれども、その辺についてもう一度お尋ねいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

今公募型プロポーザルの内容で上限額が予定価格ではないかということでございますが、先ほど子ども支援課長が説明したとおり、今回は公募型によるプロポーザル、いわゆる安ければ

いいだけではなくて、安全性や食材の内容、提供の内容、そういった職員体制、そういったものを含めて点数化にして、こちらの選定委員会で選定しているということでございます。そういったことから、金額についてはこちらを上限に、特典項目として、金額もあります。様々な項目の中で、金額も含めてこちらを上限に、合計金額で争ったということでございます。

なお、9社申込みがありまして、その中で金額だけではない要件ということで、特命随契のような形になりますので、こちらの記載している条文を適用して随意契約ということになるということでございます。ほかの指定管理なども同じような選定方法、得点を決めてそちらに沿って、町の意向を酌んだ業者さんを選定して随意契約をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、選定委員のメンバー構成でございますが、町職員7名となっております。保健福祉部からは保健福祉部長、子ども支援課長、菅谷台保育所長、栄養士でございます。あと、総務課長、秘書政策課長、財務課長ということで構成しております。

業者数につきましては、先ほど財務課長のほうでお話ししたように9社となっております。なお、先ほどの説明のとおり、金額のほうも提示していただいた上で、やはり子供たちに質の高い給食を提供したいということで、その提供に関する案、プロポーザルをしていただいた上で、金額だけではなくその内容について審査をさせていただいた上で、選定のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 内容趣旨については理解しているんですけども、競争性は、契約の競争性ということになるので、公募型のプロポーザルでも一般競争もしくは指名競争の選択があったんではないかということなんですね。さっきいろんな要素があって、公募型の決定についてはそういうことも含めて決定するという、当然そこは理解しています。ですけども、先ほども申しあげましたように、競争の性質がこの契約の性質上、許さないものに限り随意契約することができる。先ほど聞きますと9社の業者が入札しているということで、随分競争性ができるというふうに思っているんですよ。例えば1社しかいない、2社しかいないというこういうところであれば、随意契約によるプロポーザルでもよかったかと思いますが、

広く業者を募って、それから経費の節減も含めた競争契約に付するのが適切ではなかったかというふうに改めて思いますけれども、その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えいたします。

広く募るということで公募型、文字のとおり公に募集しまして、広く募って、そして参加業者が9社いてその中で競争したということでございます。原則一般競争入札ということですが、こちらも入札制度の中の1つということで、先ほど答弁しましたとおり、金額それ以外の項目が要素、特定要素となっているということで、競争の原理はきちんと9社働いて、選定しているという経緯でございます。御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかございせんか。10番 土村秀俊君。

○10番（土村秀俊君） この菅谷台保育所の給食の外部委託ということなんですけれども、菅谷台保育所できてからもう20年以上たつかな、20年前後たつんですけれども、その間直営でずっと給食を作ってきたわけなんですけれども、そういう中で今回、来年度から外部委託することで、その理由として先ほど議論あったように、何かコロナの問題が随分強調されているわけなんですけれども、ただこの74号の関係資料の中で、随意契約の理由という部分を見ると、ここにはコロナのことは全く書かれておりません。

そして、2行目に安心・安全でおいしく、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築するために、外部委託するんだという理由になってるわけなんですけれども、今までは菅谷台保育所、20年間直営でやってきて、そういう中で、こういう今言ったような問題が起きて、外部委託をすると、こういう理由で外部委託することになったのか、その辺についての状況を、さっき鈴木晴子議員が菅谷台保育所の評判が非常にいいという、子供たち、保護者からおいしくてという話だったんですけれども、そういう点でいうと随意契約の理由として、この2行目と3行目の問題というのは、これは直営でやっても十分実施可能だというふうに思うんですけれども、その辺について伺います。

それからあと、今回調理委託をするということで、今菅谷台保育所では栄養士さんが1人、それから、調理する先生が2人いるということで、今回外部委託することで少し増えますよね。5人でやるというさっき説明だったんですけれども、そうすると5人になることが問題じゃなくて、今までの町の栄養士さんと調理員の方は、来年の4月からの処遇についてはどういうふうな状況になるのかということ、それが2つ目。

もう1点だけ。あと、上限額ということで金額が5,300幾らというふうな、上限だから確定ではないんだというふうに思うんだけど、この範囲内で費用を使うと思うんですけども、そうすると、これを委託内容としては調理業務ということなんで、委託金額の内容としてはほとんどが人件費というふうに考えていいのかな。学校給食のセンターと違って、配送する必要はないわけですから、保育所の中で全部一切調理して子供たちに提供するということなんで、恐らく人件費だけなのかなというふうに思いますんで、その辺について伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

まず、1点目の今回菅谷台保育所の給食のほうを外部委託する件につきましては、これまで10年ぐらいかけて内部のほうで検討してきた案件になります。やはり安心・安全な給食を提供するという観点から、民間でもできる事業、あとスキルのある技術もいろんなノウハウを持った事業に移行していくのほう望ましいんじゃないかということで、今まで検討した結果の上で今回このように委託していくものでございます。よろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（谷津匡昭君） 2点目以降についてお答え申し上げます。

まず職員の処遇でございます。こちらにつきましては、まず栄養士に関しましては、今後健康推進課のほうに配置等予定を、そちらのほうに配置をするなどを検討しながら行っていきたいというふうに考えております。また、もう1名調理員のほうですが、主任調理員、これまで長年菅谷台保育所の調理のほうを行っていただいているんですけども、こちらの方が今年度いっぱい退職というふうな形になります。やはりこれまでの調理技術で、そういうノウハウを継続して引き継いでいくということも考慮した中で、外部委託というふうなことでの考え方をしておりました。

また、人件費についてでございますが、こちらにつきましては、やはり献立から調理までということで、労務費分としての人件費のほうを今回契約のほうに盛り込んでおります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） 職員の人事についてお話しさせていただきたいと思っております。

職員の今後の人事については、我々のほうの人事サイドのほうで新たな配置先、これは新たな配置先、こちらのほうを十分検討させていただきます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○10 番（土村秀俊君） 契約理由の中で、部長の話では 10 年間議論してきたということで、安心・安全、そして業者であればスキル、いろいろなノウハウがあるので今回決断をしたというお話なんですけれども、学校給食センターみたく何百食とか何千食とか作るものではないわけで 70 食ですから、子供たち 70 人分の給食を作るということで、それはわざわざ外部委託しなくても自前で、十分スキルとかノウハウも、菅谷台保育所でも 10 年以上、20 年近く蓄積していますし、それ以前にも青葉台保育所でも 10 年間ぐらい蓄積とか、スキルもあるわけですから、そういうことを考えればあえてここで民間企業に菅谷台保育所の 70 人分の給食を委託するという必要性はちょっと感じないんですけれども、その辺についてどういうふうに、もう一度考えているのか伺います。

それからあと、今雇用している 3 人の方については、1 人は定年退職ということで、多分青葉台保育所からずっといた先生だと思えますけれども、あともう 1 人の方についても、ちょっと説明聞き取れなかったんですけれども、いずれにしても今いる 2 人の方については、庁舎内で継続して採用を続けるということでもいいのかどうか、ちょっと確認しておきます。

それからあと、上限額についてはちょっと説明聞き取れなかったんですけれども、5,330 万円というのは、おおむねほとんど人件費と、5 人分の人件費というふうに捉えていいのかどうか、その辺について。それにあとこの企業の利益も加味されていると思いますけれども、その内容について、ちょっと確認します。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） 再質問にお答えします。

給食の部分につきましては、やはり町職員というのは人事異動もあります。必ず全ての経験を積んだスキルのある職員が調理というわけではないので、やはり民間業者に委託することによって、きちんと研修、今現在もきちんと研修をしながら安心・安全な給食を提供しているんですけれども、やはり職員の体調不良とか、様々なそういった中で、やはり職員を配置しながら安心・安全給食を提供していくという部分については、今の現体制ではなかなか難しいかなというところもありました。保育士が皆協力しながら給食を作りながら、安心・安全給食に努めていたところですが、民間委託をすることによると、やはりその中できっちと経験とスキルと安全性と、また様々なノウハウを持ってやっていけるというところが、今回の委託の部分については、大きな部分かなと思います。食数ではなく、やはり子供たちのアレルギーの対応も

含めながら、安心・安全な給食を提供するということが我々は今回の委託の中で目的としてやっております。

また、今回の委託の内容については、今職員が全てやっておりました発注とか見積りとかそういう部分も含めた業務内容も含めて、人件費という形で業務委託を行うものでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

職員の人事配置でございますが、議員お見込みのとおり、新たな部署に配置するというふうなものになります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 74 号製造請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18 議案第 75 号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 18、議案第 75 号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 75 号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19 議案第 76 号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 19、議案第 76 号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 76 号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 20 議案第 77 号 町道の路線認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 20、議案第 77 号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第 77 号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 2 1 議案第 7 8 号 利府町教育委員会委員の任命について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 21、議案第 78 号利府町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより議案第 78 号利府町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は 17 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、9 番 安田知己君、10 番 土村秀俊君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のため申し上げます。投票は会議規則第 78 条の規定により、選任に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載を願います。なお、白票の取扱いは会議規則第 78 条の 2 の規定により、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

9番 安田知己君、10番 土村秀俊君、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第78号利府町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

## 日程第 2 2 発委第 2 号 利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 22、発委第 2 号利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（鈴木忠美君） それでは、発委第 2 号利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提出者である議会活性化特別委員会を代表して説明申し上げます。

本委員会では、町民の信頼に応えられる議会を構築していくための方策として、これまで町議会議員選挙における投票率の低下や、立候補者数の減少など、議員の成り手不足という課題が深刻化していることを喫緊の課題として取り上げ、調査研究を行ってまいりました。

その結果、他自治体の事例や、議会広報による町民アンケートの結果も踏まえ、議会改革を進めていく上でも議会活動、委員会活動の運営が可能であると、定数に見直しをすべきとの意見となり、議員定数を現在の 18 名から 16 名とする条例の改正を行うものであります。

本委員会では、引き続き議会の活性化、町民に開かれた議会を、町民に信頼される議会づくりを進めるため、将来の議員の成り手育成につなげるよう、引き続き議論を進めていくものであります。

議員各位におかれましては、この提案の趣旨を御理解いただきますようお願いいたしまして、議案の説明とさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

次の発言を許します。質疑ありませんか。13 番 及川智善君。

○13 番（及川智善君） それでは、質疑させていただきます。

今委員長からの説明で、理由として町民の信頼に応える議会を構築していくんだと。方策として投票率の低下や議員の成り手不足の解消を図る必要があることから、若手等、女性の政治参加を促して、町民に対し開かれた議会となるよう継続的な議会改革を進めるために条例を改正するというところで、条例の改正の中身が定数ということで、18 名から 16 名ということに提案がなされました。

それで、お聞きしたいのは今の言った理由が、次のことに直結するのかどうかですね。1 つは実質 2 名を削減することで、町民の信頼に応えられる議会になるのか。2 つ目として、2 名

を削減することで議員の成り手不足の解消、若手女性の政治参加を促すことが具体的にできるのか。

最後に、現状の定員で議会改革を進めるべきではないかということをお私に思っております。例えば、議員の職責として一般質問の義務化、通年議会の開催、議員間討議の充実などで、議会改革を進める手もあるので、その辺の検討も必要ではないか、なかったかと。つまり、先ほど述べられた理由は、なぜ定数2名減に直結するのかと、今言った項目についてのお尋ねでございますので、お答え願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 委員長答弁願います。

○議会活性化特別委員会委員長（鈴木忠美君） それではお答えします。

このことについては、及川委員も知ってのとおり、令和元年の12月からいろいろこの調査期間というのを始めております。その中でいろいろ特別委員会の中、第1第2と決めた中、その中で最終的にはこういう大きい事案については、特別委員会という中で進めていこうということで、これまでいろいろな議論をやってきたところでございます。今及川議員からもちょっと出ましたけれども、当然これは議員削減については単なる議員の意見だけでなく、やっぱり広く町民の意見、それからアンケート、それから本町と類似の人口3万人の自治体等々の参考資料等々、あるいは全国の議長会の資料等々、いろいろ参考にさせていただいて、いろいろ議論を進めてまいりました。

当然この委員会を結成時には、意見が1本ではありませんでした。確かにまずいと。何でということいろいろありました。もちろん私も前回の報酬のときのアンケートを取られたときは現状維持というふうにしたけれども、やっぱり世の流れといろんなそのこれまでの選挙に対する立候補者数の減、それから投票率の低下等々、それから最近ここ2年ほど開きませんでしたけれども、議員報告会の中でも当然これは議員は多過ぎるというあれが出ておりました。

そこで、私たちは議員としての責任感もあろうかと思う。なぜかという、やっぱり私たちは議員として一生懸命やったつもりでも、住民から見た場合は18人は本当にいいのかと、もっと少なくてもっとできるんじゃない。逆に、若い人が出たくても議員の報酬がこうなんだよと、とてもできないという意見等々がいろいろ出ましたので、それらを包括して今回の2名減ということを進めたわけでございます。

それで、条例各種、常任委員会ですか、常任委員会についても今までは定員が18名という中ですから、5名、6名、6名と、議長入れて全部6名ですね。あと途中から総務財務から議長が続けて5名、6名、6名とやってきたけれども、その中でもこれを5名にした場合問題ある

かということもいろいろ議論しました。総務企画では、今の総務企画が5人で。その中で特に問題はないということを得ましたので、今回は常任会の運営についても特に問題ないということで、今回は2名を削減するということでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 具体的に私質問させていただきましたけれども、経過経緯については分かっております。今委員長おっしゃったことは、経過経緯、委員会の考え方を披露していただきましたけれども、私が質問したのは3つ、2つですね、3つ目は要望ですから、2つ目の2名を削減することで町民の信頼に応えられる議会になるのか。それから、2点目として2名削減することで、議員の成り手不足の解消、若手、女性の政治参加を促すことが具体的にできるのかということについてを尋ねておるわけで、この2点についての具体的な返答を、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（鈴木忠美君） 今及川さんのほうからいろいろありましたけれども、考え方はその人によっていろいろありますから、それはなかなか現在の18名の委員の方の全員をとということなかなか難しいところかと思えます。先ほど話したとおり、2名減らすことについてはいろいろ委員会の中で、委員会付託されてやりました。だけれども、その中でもいろいろ議論ありました。それらをいろいろ踏まえた中で、この16名ということを決めたことでもありますから、これはひとつ委員会付託されたこと、事柄について決めたことですから、その中で皆さんの賛同を得たいと思えます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

議会活性化特別委員会委員長、席にお戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。反対討論。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、発委第2号利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

議員定数については、現状ではなく将来を見据えた志向により定数を判断する必要があります。利府町は、総合計画で将来的に5万人を目指し、市制移行を目標としております。今ここ

で二元代表制として町政の一翼を担う議会の勢力、数ですね、を2名削減の条例改正が提案されております。このことは、まちづくりの流れに逆行していると感じざるを得ません。

人口規模に対応することは大事であります。現在約3万6,000人の人口に18人の議員、1人当たりその職責から約2,000人の声を集約して、町に届ける職務があります。定数2名減になれば1人当たりは相応に増えます。当然ながらですね。また、先頃この地区の宮城県会議員の定数が条例改正され、当宮城選挙区、利府と松島では国勢調査に基づき1名から2名に倍増しています。

以下、全員協議会において説明のあった定数削減の根拠について論じます。特別委員会の報告によれば、人口約3万6,000人を有する当町でのアンケートの調査方法として、議会日より、調査用紙を折り込み、不特定多数の町民に議会の在り方の意見を求めております。結果として、議員定数に関し、多いとの意見は3万6,000人中59人であったということであります。このことは、ほとんどの町民は定数に関し意見がないか、現状を肯定しているという証左ではないでしょうか。

本来、アンケート調査は、調査対象目的、項目を明確に絞込み、例えば年代、性別、地域別などに分類して、一定期間調査を実施し、対象人員も最低3万6,000人の都市であれば、1,000人を超える町民から意見を聴取すべきだったと考えます。そこから、アンケート集計結果を緻密に分析精査して、提案を導くことが肝要であったかと考えます。さらに、類似団体の議員定数横並びの比較に関しては、時とともに流動的であり、将来を見通していません。すなわち各自治体の人口背景は、対応が一律ではなく、増加に転じるどころや、現状維持あるいは減少に転じるどころあり、様々であるため、比較が困難であります。

これらのことから、議会改革を進めるためには、議員制定数を削減することではなく、現状を維持し、議員活動の中に活路を求め、一般質問提案、提出の義務化などの施策を講じ、議会の見える化を進める必要があると考えます。

以上のことから、議員定数2名削減に反対いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、賛成討論。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 先ほど、委員長答弁と重複いたしますが、改めて賛成の討論をいたします。

令和元年12月に議会活性化特別委員会が設置され、議会改革への取組が始まりました。議員定数削減についての全議員アンケートでは、賛否が分かれました。しかし、町民アンケートの

結果では、70%が削減すべきの意見でありました。この70%、人数は少ないとはいえ、非常に町政に熱意、関心のある方たちの意見でございます。

町より人口の多い多賀城市、塩竈市が定数18名であること、また、全国と同規模の自治体の議員定数平均は15.6人であるなどの調査結果を受け、削減の方向で議論を行いました。前々回や前回の選挙での投票率の低さや、議員の成り手不足解消のためにも、改革は必要であります。

16人定数でも広報を除く3常任委員会を維持できますし、少数精鋭で頑張ることができます。議員削減見直しも含め、検討を深めることにより、特別委員会委員全員が定数削減賛成となりました。町民に信頼される議会づくりのためにも、発委第2号に賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発委第2号利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決します。  
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡伸二郎君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23 発委第3号 利府町議会の個人情報保護に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、発委第3号利府町議会の個人情報保護に関する条例を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊勢英昭君） 発委第3号 令和4年12月9日 利府町議会議長 吉岡伸二郎殿 提出者 議会運営委員会委員長 伊勢英昭

利府町議会の個人情報保護に関する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利府町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

それでは、発委第3号利府町議会の個人情報保護に関する条例について、提出者である議会運営委員会を代表して説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律が来年4月から施行されることに伴い、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、独立性の確保により、独自の条例を整備する必要があります。

このことから、本町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営及び個人の権利利益を保護するため、本条例を制定するものであります。概要が巻末にありますので、本文を割愛いたしまして概要とさせていただきます。

巻末を読み上げます。

利府町議会の個人情報の保護に関する条例の概要 議会運営委員会

1、条例制定の趣旨 個人情報保護法の改正に伴い、利府町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営及び個人の権利利益を保護するため条例を制定するもの。

2、条例制定の概要 改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、新個人情報保護法の第5章行政機関等の義務等の各条の規定に対応し、議会において保有する個人情報の開示訂正及び利用停止などの手続や個人情報の取扱いを定める。

3、施行期日 令和5年4月1日施行

議員各位におかれましては、この提案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いいたしまして、議案の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

議会運営委員会委員長席にお戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発委3号 利府町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 2 4 総務企画・産業建設常任委員会の所管事務調査報告の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第 24 総務企画・産業建設常任委員会の所管事務調査報告の件を議題とします。

総務企画常任委員長及び産業建設常任委員長から、所管事務調査した事件について、報告したいとの申出がありました。

お諮りします。

本件は申出のとおり、報告を受けることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会の報告を受けることに決定しました。

総務企画常任委員長の発言を許します。総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（安田知己君） 総務企画常任委員会として、調査報告をいたします。

1 ページをお開きください。

1、調査事件は、職員の働き方改革についてです。

2、調査目的働き方改革とは、全国民が活躍できる社会を実現するために、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする政策であります。その背景にあるものは、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、働く人のニーズの多様化などがあります。働き方改革を実現するために制定された働き方改革関連法が 2019 年 4 月から施行されており、以下 3 点を目指すための措置が講じられております。

1 つ目は長時間労働の是正、2 つ目は多様で柔軟な働き方の実現、3 つ目としましては、雇用形態に関わらない公正な待遇です。実際の措置としては、働く時間を短く、休む時間を長くするための労働時間法制の見直しと、非正規雇用であっても労働に見合った収入を保証するために、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保という二本柱に沿って、法律の改正や制度の新設が行われています。民間企業と比較すると、公務員の働き方改革の実現には難しさがあり、十分に進んでいない現状を考慮し、調査研究することにしました。

3、調査結果につきましては、昨年10月に総務企画、総務部と企画部から聞き取り調査を行い、1か所の先進地視察を行い、本件に関しては10回の委員会を開催しました。

2ページをお開きください。

調査の状況としましては、町の現状、働き方改革の推進については、(1)の効率化と柔軟な働き方についてから、4ページの(4)超過勤務削減に向けた取組についてまで内容を記載していますので、後ほどお目通していただきたいと思います。

6ページをお開きください。

課題及び意見、提言です。ちょっとここから長くなります。

町からの聞き取り調査、現状の考察、1か所の視察を通じ、町のさらなる働き方改革に向けた取組について検討を重ねた上で、下記のとおり本委員会として5点の意見提言をいたします。

(1)業務の効率化・デジタル化の推進、働き方改革の推進をするために、業務の効率化を推進する必要があります。視察した須賀川市では、業務のタスク管理を取り入れ、業務の効率化を推進しています。職員一人一人の1日の業務内容をタスク管理で見える化することにより、管理職が職員の1日の業務計画、業務遂行状況、業務効率化等を把握することができるようになっていました。また、業務内容を課内で共有し合うことにより、お互いに助け合う体制も構築されておりました。

その積み重ねから、定型業務、非定型業務などを洗い出し、デジタル技術の活性化等を含めた業務の活性化を推進することができると考えています。また、タスク管理の導入や業務のデジタル化の推進で業務内容が洗練されることや、お互いに助け合う体制が整うことにより、職場環境の改善にもつながり、仕事にやりがいを感じ、自己成長につながる働き方へと改まっていくものと考えています。

そのことから、タスク管理による業務マネジメント、定型業務の効率化、業務のデジタル化、テレワークのさらなる推進を進めてほしいと思います。特に、公務員は人事異動が多いところであり、業務の引継ぎや確認作業など非常に重要でありますので、重要性を見直し、業務の効率化を考えていただきたいと思います。

7ページを御覧ください。

長時間勤務の是正、長時間労働の是正のためには、職員一人一人の勤務時間の状況を客観的に把握する必要があります。庶務管理システム等を有効に活用し、勤務時間管理のシステム化を進め、その上で把握した職員の勤務実態を踏まえ、長時間労働の要因に対応した業務の見直し、効率化、管理職員が実施すべきマネジメントコード、必要な定員、予算確保等長時間労働

の是正に資する的確な対策を講じる必要があります。また前項で示しましたタスク管理で把握した業務内容からも、業務量に応じた適切な人員配置を検討する必要があります。

そのことから、庶務管理システムの有効活用、的確な勤務時間管理による超過勤務縮減、時間外勤務の上限規制、業務量に応じた人員の確保、人員の配置を考えていただきたいと思えます。

(3) マネジメントの改革、地方公務員を巡る職場環境や職員意識は大きく変化しております。若手職員のやりがいや仕事に対する達成感不足、長時間労働などの課題も顕在化していると感じます。管理職一人一人が業務や人材のマネジメントに係る能力の向上を図るとともに、労働イコールコストという意識を持ち、仕事の優先順位付け、優先順位が低位の仕事の廃止、柔軟な仕事配分などを実行できる力が求められております。

以上の理由から、業務勤務時間管理や部下のやりがい向上、人材育成、キャリア支援を含む管理職のマネジメント能力の向上、管理職へのマネジメント研修の充実、人事評価において、マネジメントの適正さを重点的に評価する仕組みの検討、職員のエンゲージメント（自発的な貢献意欲）や職場環境調査の実施、会計年度任用職員の仕事に対する意識調査と、給与を含む処遇改善、これは大切なところだと思います。そのようなことを検討していただきたいと思えます。

(4) 健康経営の推進、国は従業員等の健康保持増進の取組が将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営の推進を図っております。また、令和3年6月に地方公務員法が改正され、地方公務員の定年が令和5年度から段階的に延長されることとなり、職員の健康保持増進に取り組むことが今まで以上に求められております。

そのことを踏まえまして、生き生きと働くことができる職場環境の創出としまして、昼食場所や時間の確保、特に窓口担当職員の配慮が必要です。職員同士がコミュニケーションを図れる等のフリースペースとしての厚生室の設置、利府町職員ハラスメント指針の周知及び遵守、ハラスメントに対する外部有識者（社会保険労務士、公認心理士等）の相談窓口の設置、定年延長による職員の高齢化に対応するとして、職員の生活習慣リスクの把握のため、定期健康診断等の受診率を100%にする、生活習慣病リスクの把握、分析と各種健診結果データの整備システム管理方法の見直しなどを行っていただきたいと思えます。

特に令和4年7月に利府町職員ハラスメント防止指針が示されております。この指針を推進し、ハラスメント防止のためには外部有識者への相談ができる体制を進めていただきたいと思います。

(5) 仕事と生活の両立、職員が男女を問わず、一人一人職業人としてその労力を十分に発揮し、生き生きと意欲的に職務に取り組める環境整備が求められております。全ての職員が自分の生活を大切にしながら、地方公務員として意欲を持って仕事に取り組んでいけるよう、生活と仕事の調和を考慮した取組が必要であります。

そのことから、男性の育児参加促進、フレックスタイム制等活用による働く時間の柔軟化、NPO活動や副業が可能な範囲の明確化を進めていただきたいと思います。

以上の内容を含めたワークライフバランス推進プランの策定を検討すべきであると申しあげまして、総務企画常任委員会の調査報告、提言といたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、産業建設常任委員長の発言を許します。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西澤文久君） 令和4年12月9日 利府町議会議長吉岡伸二郎殿 産業建設常任委員長 西澤文久

委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会議事規則第72条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

産業建設常任委員会調査報告書調査事件は、移住・定住促進への取組についてでございます。少子高齢化が急速に広がり、人口減少が進む自治体も数多い中、本町は2030年の目標人口を3万8,800人としております。そのためには、子育て世代の増加につなげるための支援や、魅力ある地域資源の発信など、次世代につなげる将来を見据えたまちづくりを積極的に盛り上げていく必要があると考えました。

本町の団地が本格的に開発されてから30年以上が経過し、世代交代による定住や、町外からの移住、また子育て世代の編入増加を目指した施策を今の段階で取り上げることが地域の雇用や産業の発展、子育てしやすい環境づくり等、住民にとって町全体の魅力の底上げになることができると考え、調査研究を行うことといたしました。

3番目、調査結果 令和3年9月17日より委員会の改正を行ってから、委員会の開催が所管事務調査により担当部署からの説明、他自治体における視察研修など、委員会活動の沿革を記載しております。

次のページ、3ページ、調査状況でございますが、主に所管事務調査における現状と課題を把握し、他自治体における移住・定住の施策について調査を行っております。

11ページをお開きください。

(4)として、本町の類似団体でもある大和町の視察内容を記しております。大和町では、空き家・空き店舗バンクの設置や、子育て世代等の移住に力を入れており、3世代同居を要件とした補助制度や、人口減少が進む地域における子育て支援住宅の整備など、地域の活性化を図る施策を行ってまいりました。

13ページをお開きください。

(5)としまして、東松島市の視察を行っております。東日本大震災により人口が約4,000人減少となりましたが、平成28年から移住・定住に係る施策を数多く実施しており、その中でも地域おこし協力隊の定住化を促す取組や、地域おこし協力隊が移住コーディネーターとなって、移住・定住希望者に対して情報の提供や相談対応、交流活動の企画などを行っている事例については、大変に参考になりました。

所管事務調査における内容について、別紙のとおり記載しておりますので、後ほど御覧ください。これを参考に、説明資料の別紙どおり添付しております4ページから16ページまで、所管課からの説明や関係者からの聞き取りを行った調査状況でございます。後ほどお目通しお願いいたします。

15ページをお開きください。

15ページからは、課題及び意見提言ということで、本委員会では移住・定住促進への取組についてということで、調査を進めてまいりましたが、町が抱えている課題について協議検討を重ねる結果(1)町営住宅の今後(2)東部地区の人口増への取組(3)空き家の活用の3点の項目を定め、提言として取り組み、まとめました。課題については、後ほど御覧いただき、提言部分を申し上げます。

1番目の町営住宅の今後でございますが、堀川、石田、八幡崎の町営住宅については、老朽化により建て替えが必要であり、交通の利便性を考慮した上で、八幡崎を集約すべきと考えを言っております。高齢者が住みやすい施設の充実化やこれらを本町へ転入を希望している子育て世代への支援、また建て替え後においても現在の居住者が継続して暮らせるために、新たな家賃の設定など、今後の町営住宅の運営においても十分な検討がなされるべきであります。

2番目に、東部地区の人口増の取組についてでございます。人口の減少対策として、住宅供給などハード面における事業の推進が重要であると考えますが、大規模住宅団地の開発は困難

であることから、今後地域に則した小規模開発を推進するなど、子育て世代を含めた移住による人口を取り込む施策が必要であると考えます。

3番目に、空き家活用でございますが、町のホームページ等様々な広報手段により、空き家の物件情報を掲載し、「売りたい」「貸したい」と考えている所有者と、「買いたい」「借りたい」という利用希望者との橋渡しをする空き家バンク事業の創設を提案いたします。また、空き家を利活用する若い世代の定住を促進し、地域活力を維持することを目的として、利府町に移住・定住する子育て世代が空き家を取得し、建て替えやリフォーム工事等の実施をした場合、補助金を交付する「空き家住宅購入支援事業」の創設についても併せて提案するものでございます。

産業建設常任委員会では、この3項目を提言したいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） これで総務企画・産業建設常任委員会所管事務調査報告の件を終わります。

---

#### 日程第25 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第25、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年12月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、大変御苦労さまでした。

午後0時54分 閉会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和4年12月9日

議 長

署名議員

署名議員